

公益社団法人 京田辺市シルバー人材センター専門部会設置要綱

(目的)

第1条 公益社団法人京田辺市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、理事会のもと、会員の自主的、自発的な活動を促し、相互の連帯感を高め、効果的な事業推進を図り、事業の目的を達成するため、定款第53条第3項の規定に基づき、次のとおり専門部会を設置する。

(部会の名称及び所掌事務)

第2条 各専門部会の名称は次のとおりとする。

- (1) 総務部会
- (2) 業務部会

(所掌事項)

第3条 専門部会の所掌事項は別表1のとおりとする。

(部会員の構成及び選任)

第4条 専門部会は、理事及び会員（以下「部会員」という。）若干名で組織する。

- 2 前項の部会員の理事は、理事長・副理事長・専務理事を除く理事とする。
- 3 専門部会には部会長及び副部会長を置き、理事をこれに充て、理事長が任命する。
- 4 部会員については、理事会の承認を得て理事長が任命する。
- 5 重要あるいは緊急を要する等、特定の目的を達成するために部会の下部組織として委員会を設置することができる。

(任期)

第5条 部会員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された部会員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 部会員は、その任務が終了した後も、後任者の就任までの間はその職務を行う。

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 部会は、その半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 部会長は、会議の議長となる。

4 部会長に事故あるときは、副部会長がその職務を代理する。

5 部会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(報告)

第7条 部会長は、部会の検討結果や取り組み状況等について、必要に応じ理事会に報告するものとする。

(関係者の出席)

第8条 部会長は、必要に応じて部会員以外の会員の出席を求めることができる。

(費用)

第9条 部会開催に要する費用等は、予算の範囲内において支出することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるものの他、必要な事項については理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月16日から施行する。

別表第1（第3条関係）

部会の名称	所掌事項
総務部会	(総務部門) ・ 会員の入会促進（拡大）及び会員相互の連携に関すること ・ 地域班組織及び地域班活動の充実に関すること ・ その他、他の部会に属さない事項に関すること (広報部門) ・ センター事業の啓発・宣伝に関すること ・ 普及啓発活動（イベント等）に関すること ・ センター広報誌及び会報の作成に関すること (女性会員部門) ・ 女性会員の特性を生かした事業参加に関すること
業務部会	(就業拡大部門) ・ 就業機会の確保及び拡大に関すること ・ 職域班組織の拡充及び機能の充実に関すること ・ 業務に係る情報収集と調査研究に関すること (女性会員部門) ・ 女性会員に係る就業機会に関すること (安全・適正就業部門) ・ 会員の安全及び健康管理の啓発に関すること ・ 安全パトロールに関すること ・ 会員の健康及び事故防止に関する研修等に関すること ・ 適正就業に関すること